

令和2年4月30日 招集

4月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会令和2年4月定例総会議事録

1 開催日時 令和2年4月30日(木)午後2時から

2 開催場所 西蒲区役所 3階302会議室

3 出席農業委員 (16人)

1番 武田要一郎	2番 小林喜一郎	3番 間宮 一
6番 広川 浩	7番 清水 和子	8番 土田 正志
10番 堀内多計司	11番 大島 伸吾	12番 阿部マサ子
13番 笠原 和仁	14番 増井 勝	15番 小野塚彦榮
16番 田邊 重夫	17番 榎田士農夫	18番 吉田 浩
19番 田中 一男		

4 欠席農業委員

4番 草野 伸一、 5番 長谷川 浩成、 9番 棚邊 友衛

5 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭	事務局次長 佐々木 徹
農地係長 宮川 一也	農政振興係長 佐藤 政道

6 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事(農地部会所掌)

議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第12号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第15号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報 告 事 項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報 告 事 項 農地の転用事実に関する照会書について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第13号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 新潟市西蒲区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

報 告 事 項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3) その他

(4) 閉 会

7 会議の概要

開会時間：午後2時

事務局長	定刻になりましたので、これより4月定例総会を開催いたします。 それでは、開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いいたします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 なお、本日草野伸一委員、長谷川浩成委員、棚邊友衛委員から欠席の連絡が入っておりますが、会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは会議規則第5条の規定によりまして、間宮会長から議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。
議長（会長）	それでは議事日程に従い会議を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員につきましては、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がございませんので、6番、広川浩委員、7番、清水和子委員を指名いたします。 引き続き日程第2、議事に入ります。

	<p>最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。</p>
	<p><間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ></p>
議長（農地部会長）	<p>それでは、議案第11号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、議案第12号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第15号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上3件を一括して、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地係の宮川です。私より議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第11号及び12号の転用案件につきましては、事前に配布した「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。</p> <p>議案第11号「農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。</p> <p>1号案件は、2ページ、議案第12号 3号案件との関連案件でございますので、一緒に説明をさせていただきます。</p> <p>巻地区において、当初計画者は、申請地を住宅及び倉庫建築敷地とする計画で、平成10年に転用許可を受けておりましたが、諸般の事情により計画の実施には至りませんでした。</p> <p>この度、新たに事業を行う建築業を営む転用事業者が継承地を買い受け、住宅及び物置の建築を行う計画でございます。</p> <p>この事業計画変更及び関連転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>調査委員会に付託されている案件でございます。</p> <p>続きまして、議案書2ページをご覧ください。</p> <p>議案第12号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。</p> <p>1号案件は、中之口地区において、現在、家族4人で燕市の賃貸住宅にお住いの転用事業者が、申請地を買い受け、住宅を建築し、移り住む計画でございます。</p> <p>2号案件は、巻地区において、コンビニ運営事業大手の転用事業者が、営業店舗の増築に際し、手狭となる駐車場を補うため、申請地を借り受け、その増設を行う計画でございます。</p> <p>これらの転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。</p> <p>続きまして、本日お配りいたしました追加議案書1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>議案第15号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」ご説明を申し上げます。</p> <p>1号案件は、西川地区において、譲受人が申請地を買い受け、規模拡大を行うものでございます。</p> <p>2号案件は、西川地区において、離農を考えた譲渡人が、歪な地形で借り手の無い申請地を贈与するものでございます。</p>

	<p>3号案件は、中之口地区において、譲受人が申請地を買い受け、規模拡大を行うものでございます。</p> <p>4号、5号及び6号案件は、巻地区において、いずれも譲受人が申請地を買い受け、規模拡大を行うものでございます。</p> <p>以上の申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。</p>
調査委員長（田邊委員）	<p>それでは、去る24日区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は、8名で調査委員長は、わたくし田邊重夫が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地転用事業計画変更承認申請1件、農地法第5条許可申請3件でありました。</p> <p>別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。</p> <p>ここに記載のとおり、各議案の案件について、代理人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、各案件について、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、農地法第3条許可申請に関する意見書については、担当地区委員より提出された「現地調査確認調書」に基づき審議の結果、許可相当の意見で全委員一致しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明、報告に質疑はありませんか。</p>
	(質疑なし)
議長（農地部会長）	<p>しばらくして発言がありませんので質疑なしと認め、これより順次採決に移ります。</p> <p>議案第11号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について採決いたします。</p> <p>ご意見はありませんか。</p>
	(意見なし)
議長（農地部会長）	<p>しばらくして発言がありませんので、承認することに異議はありませんか。</p>

	(異議なし)
議長 (農地部 会長)	皆さんから異議がありませんので、承認と決定いたします。 次に、議案第12号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について採決いたします。 ご意見はありませんか。
	(意見なし)
議長 (農地部 会長)	しばらくして発言がありませんので、許可と決定することに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長 (農地部 会長)	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 次に追加議案第15号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について採決いたします。 ご意見はありませんか。
	(意見なし)
議長 (農地部 会長)	しばらくして発言がありませんので、提案のとおり、許可相当と決定することに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長 (農地部 会長)	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答いたします。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、以上3件を一括して、事務局の説明をお願いします。
事務局 (農地 係長)	私の方から、議案書の報告事項の説明をさせていただきます。 議案書5ページをご覧ください。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご報告申し上げます。 まず、岩室地区でございます。 5ページ1号、2号の2件、2筆1,282㎡が、この度の解約地となっております。

	<p>続きまして、西川地区でございます。</p> <p>5ページ3号、4号の2件、2筆2,042㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、潟東地区でございます。</p> <p>6ページ5号から8号までの4件、10筆9,502㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、中之口地区でございます。</p> <p>7ページ9号、10号の2件、2筆4,987㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、巻地区でございます。</p> <p>7ページ11号から8ページ14号までの4件、14筆14,140㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、9ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご報告を申し上げます。</p> <p>この度、相続により、農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて、6件の届出があり、いずれも受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>なお、委員会による利用権設定等への斡旋の希望はございませんでした。</p> <p>続きまして、10ページをご覧ください。</p> <p>農地の転用事実に関する照会書についてご報告を申し上げます。</p> <p>1号から6号につきましては、新潟地方法務局から「地目認定」の照会があり、いずれも「非農地」として回答いたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告に質疑はありませんか。</p>
	(質疑なし)
議長（農地部会長）	<p>しばらくして発言がありませんので、質疑なしと認め、事務局の報告のとおり決定いたします。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	(増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ)
議長（農政振興部会長）	<p>それでは、農政振興部会の所掌に関する議事については、私のほうで進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第13号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議案第14号 新潟市西蒲区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、以上2件を一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局（農政
振興係長）

お疲れさまです。それでは、最初にお手元の議案書の議案第13号、新潟市農用地利用集積計画の決定について説明いたします。議案第13号は、(2-1：一般案件)と(2-2：農地中間管理事業関連)の2分冊で構成されています。

まず、はじめに(2-1：一般案件)を、お願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、令和2年利用権促進事業地区別実績表の「新規分」でございます。

利用権設定の契約期間3年は、岩室地区、1件、田、3,501㎡、潟東地区、2件、田、15,189㎡、中之口地区、2件、田、4,046㎡、巻地区、7件、田、35,676㎡、畑、4,930㎡、計40,606㎡、合計12件で、田畑の計、63,342㎡です。

契約期間6年は、巻地区、2件、田、6,061㎡です。

契約期間10年は、岩室地区、1件、田、1,775㎡、西川地区、2件、田、5,072㎡、畑、33㎡、計5,105㎡、潟東地区、1件、田、988㎡、中之口地区4件、田、34,247㎡、巻地区、3件、田、14,884㎡、合計11件で、田畑の計56,999㎡です。

以上、新規の合計は25件、田畑の計126,402㎡でございます。

詳細につきましては、1ページ1号から5ページ25号に記載のとおりでございます。

次に所有権移転です。実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が売買でございます。

売買は、岩室地区、2件、田、1,520㎡、潟東地区、3件、田、13,199㎡、中之口地区、2件、田、8,806㎡、巻地区、1件、田、793㎡、合計8件で、田の計24,318㎡です。

交換は、西川地区、2件、田、2,042㎡です。

以上、売買・交換の所有権移転の合計は、10件で、田の計26,360㎡でございます。

詳細につきましては、売買が、6ページ1号から7ページ8号、交換が8ページ1号及び2号に記載のとおりでございます。

実績表の2ページ目は、今ほどの合計表でございますので、説明は省略させていただきます。

なお、9ページ1号から12ページ19号は、利用権の移転で耕作者の変更でございます。

続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について(2-2：農地中間管理事業関連)をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、令和2年利用権促進事業（農地中間管理事業）地区別実績表の「新規分」でございます。

利用権設定の契約期間6年の区分は、巻地区1件、田、10,710㎡です。

契約期間10年(の区分)は、岩室地区1件、田、892㎡、西川地区83件、田、389,038㎡、畑、16,354㎡、計405,392㎡、潟東地区5件、田、78,648㎡、巻地区14件、田、155,970㎡、合計103件で、田畑の計640,902㎡です。

以上、新規の合計は、104件、田畑の計651,612㎡でございます。

詳細につきましては、1ページ1号から、21ページ104号に記載のとおりでございます。

実績表の2ページ目は、今ほどの合計表です。説明は省略させていただきます。

	<p>以上、(2-1:一般案件)及び(2-2:農地中間管理事業関連)いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものでございます。</p> <p>続きまして、議案第14号でございます。事前配布の議案書の3ページをお願いいたします。「新潟市西蒲区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」説明させていただきます。</p> <p>まず、改正の理由でございますが、3ページ1番の改正理由に記載のとおりですが、要は、国の要領が改正されたことに伴う改正でございます。</p> <p>改正内容につきましては、2番の改正内容に記載のとおりですが、主には、農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化に伴った、農地利用集積円滑化団体に係る規定の削除などが改正内容となっております。</p> <p>4ページにいきまして、3番、施行時期につきましては、県知事の認定を受けた日から施行するものでございます。</p> <p>なお、資料として新旧対照表及び改正後の全文を添付しましたので、具体的な文言の改正箇所等につきましては、こちらでご確認いただければ幸いです。</p> <p>簡単ですが、議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明に質疑はありませんか。</p>
	(質疑なし)
議長（農政振興部会長）	<p>しばらくして発言がありませんので質疑なしと認め、これより採決いたしますが、委員に関係する案件がありますので先議いたします。</p> <p>最初に議案第13号、新潟市農用地利用集積計画の決定について採決いたしますが、委員に関係する案件がありますので先議いたします。</p> <p>2-1、一般案件の2ページ9号は、私に関係する案件ですので、退席させていただきます。</p> <p>しばらくの間、農政振興部会長代理から議長をお願いいたします。</p>
	(吉田農政振興部会長は退席、堀内農政振興部会長代理が議長席へ)
議長（農政振興部会長代理）	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、2-1、一般案件の2ページ9号の案件について採決いたします。</p> <p>ご意見はありませんか。</p>
	(意見なし)

議長（農政振興部会長代理）	しばらくして発言がありませんので、提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長代理）	皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認と決定いたします。関係委員の入場を許します。以上を持ちまして、議長を吉田農政振興部会長に交代いたします。
	（吉田農政振興部会長が入場、堀内農政振興部会長代理は自席へ）
議長（農政振興部会長）	それでは審議を続けます。 引き続き、2の1、一般案件7ページ6号は、委員に關係する案件であり、関係委員16番委員（田邊重夫委員）の退席をお願いいたします。
	（関係委員、16番 田邊重夫委員退席）
議長（農政振興部会長）	それでは、2の1、一般案件7ページ6号の案件について採決いたします。ご意見はありませんか。
	（意見なし）
議長（農政振興部会長）	しばらくして発言がありませんので、提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認と決定いたします。関係委員の入場を許します。
	（関係委員、16番 田邊重夫委員入場）
議長（農政振興部会長）	それでは審議を続けます。 以上で委員に關する案件は終わりました。 続きまして、委員に關する案件以外について採決いたします。

	ご意見はありませんか。
	(意見なし)
議長（農政振興部会長）	しばらくして発言がありませんので、提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定いたします。 なお、承認された計画は、令和2年5月19日に公告の予定です。 次に議案第14号、新潟市西蒲区農業委員会の農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、採決いたします。 ご意見ありませんか。
	(意見なし)
事務局（農政振興部会長）	しばらくして発言がありませんので、提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	(異議なし)
事務局（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定いたします。 引き続き報告事項に移ります。 報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明をお願いします。
事務局（農政振興係長）	それでは、別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画(案)について、お願いいたします。表紙をめくっていただきまして、地区別実績表でございます。 利用権設定の契約期間6年は、巻地区、1件、田、10,710㎡です。 契約期間10年は、岩室地区、1件、田、892㎡、西川地区83件、田、389,038㎡、畑、16,354㎡、計、405,392㎡、潟東地区5件、田、78,648㎡、巻地区14件、田、155,970㎡、合計103件で、田畑の計640,902㎡です。 以上、新規の合計は、104件、田畑の計、651,612㎡でございます。 詳細につきましては、1ページ1号から、21ページ104号に記載のとおりでございます。 実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。

	<p>先ほどの議案第13号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画(案)を作成した内容となっています。</p> <p>なお、22ページ1号から5号は中間管理権の移転で、耕作者を変更するものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に質疑はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長（農政振興部会長）	<p>しばらくして発言がありませんので、質疑なしと認め報告のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で農政振興部会所掌の議事は終了いたしましたので、議長を間宮会長と交代いたします。</p>
	<p>(吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ)</p>
議長（会長）	<p>増井農地会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で、議事として提案した案件は終了いたしました。</p> <p>引き続き、その他の案件に入ります。</p> <p>最初に私から4月の会議の出席ですが、該当するものではありませんでした。</p> <p>引き続いて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>皆さん、お疲れ様です。</p> <p>私は、この4月に、西蒲区農業委員会事務局に異動となりました、次長の佐々木と申します。</p> <p>改めまして、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、私より、その他の件について説明させていただきます。</p> <p>最初に本日配布いたしました資料1をご覧ください。</p> <p>4月の会務報告については、ご覧のとおりです。</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大の影響を受けまして、特に事務局関係において、研修会や会議が中止または延期となっております。</p> <p>次に、裏面が現時点の5月の業務予定となっております。</p> <p>まず、委員の皆さんの日程ですが、15日（金）は昨年度より延期となっておりますので、令和元年度第2回定期総会を開催の予定です。</p> <p>これにつきましては、後ほどお話をさせていただきます。</p> <p>26日（火）には調査委員会を開催します。今回は第2調査委員会が担当となりますので出席くださるようお願いいたします。</p> <p>最後に次回の定例総会は29日（金）午後2時からを予定していますので日程調整のうえ、ご出席をお願いします。</p> <p>会場は、現時点では巻地区公民館を予定しております。</p> <p>事務局関係では、13日（水）に予定しておりました農業振興地域協議会幹事会が、すでに中止となっております。</p>

	<p>14日(木)は市内6農業委員会事務局長会議が江南区で、18日(月)は市町村農業委員会業務担当者会議が、22日(金)には市町村農業委員会事務局長会議がそれぞれ中央区で開催予定となっており、事務局で出席を予定しています。</p> <p>さて、15日に開催を予定しております令和元年度第2回定期総会についての資料を、本日皆さんに事前に配付しております。</p> <p>なお、案内にもありますとおり、新型コロナウイルスの感染予防を考慮して、密接、密集、密閉の3密を避けるため、やむを得ず農業委員のみでの開催とし、農地利用最適化推進委員の方々につきましては、書面での審査とさせていただきますことといたしました。</p> <p>なお、会場につきましては、現時点では巻地区公民館を予定しておりますが、休館が延長された場合は、こちら西蒲区役所302会議室で行う予定です。</p> <p>変更となった場合は、速やかにご連絡いたします。</p> <p>併せまして、定期総会終了後の懇親会は中止とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>今後の定例総会についてですが、3月の定例総会は役員及び地区代表のみの出席で開催し、本日は農業委員全員での出席による開催としましたが、今後の状況を考慮しながら、どのような形で開催していくか、検討していきたいと考えております。</p> <p>最後に、例年、6月頃に実施しております県外視察研修ですが、これについても新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮して、現時点では、本年度の実施時期を秋ごろに変更して、検討を進めていきたいと考えております。私からは以上です。</p>
事務局(局長)	<p>私からもお話いたします。</p> <p>本日お配りした資料ですが、農の架け橋特集号をお配りしてありますが、一面に中之口地区の耕作放棄地の解消についての記事が掲載されましたので、参考までご覧いただければと思います。</p> <p>次に新型インフルエンザ特措法緊急事態宣言による農業委員会の総会について、全国農業会議所から、総会の開催についての対応事例が記載されております。</p> <p>こちらについて、西蒲区でも、このような状況を見ながら、ここに書いてある事例を参考に、コロナウイルスへの対応を考えていきたいという風に思っております。</p> <p>この件で、本日の総会終了後に、代表者の委員の皆さんにご相談がありますので、総会終了後も少しでも時間をいただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>今話したように、定期総会の会場は巻地区公民館で、農業委員だけということになりましたので、ご理解をお願いします。</p> <p>視察研修ですが、6月の20日以降ということで内定しておりましたが、中止ではなくて、11月頃の予定ということでお願いします。</p> <p>この席が終わった後に、代表者委員に集まってもらって、今後どうするかということをお話したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。ほかに何かございますか。</p>

	(発言なし)
議長 (会長)	ほかに無いようなので、以上をもちまして4月定例総会を終了いたします。

閉会時間：午後2時45分

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員